

平成18年度第2回千葉県図書館協議会議事録（要録）

- 1 日 時 平成18年11月24日（金）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 千葉県立西部図書館 多目的室
- 3 出席者 (委 員) 田 中 伸 一 荒 井 誠
久保田 洋 之 橋 本 文 子
磯 野 嘉 子 土 屋 俊
水 野 幸 子 山 中 齊
(生涯学習課) 主幹兼生涯学習推進室長
(事 務 局) 堀 井 中央図書館長
長 柄 西部図書館長
方波見 東部図書館長 他
(傍 聴 者) なし

4 協 議

議題 検討案「千葉県立図書館運営の在り方について」

会議開会宣言の後、本日の委員の出席が8名であり、図書館協議会会議運営規則第6条の規定による半数に達していることから、会議成立の確認がなされた。

次に、議長及び生涯学習課主幹兼生涯学習推進室長からあいさつをいただいた後、中央図書館長が諸般の報告を行った。

- <諸般の報告> (1) 千葉県立図書館統合電算システムについて
(2) 子どもゆめ基金「親子読書フォーラム」について

<議 事>

議 長 協議題である「千葉県立図書館運営の在り方について」は前年度の第3回協議会の際に事務局から提案があり、各委員から意見を頂いてまいりました。理想論を掲げるのではなく、できることや、やらなければならないことに的を絞って作成していこうという御意見、漢字を少なくしメリハリをつけて情熱的な文章にしたい、さらには図書館職員が元気になるような視点で答申を作成しようという御意見を頂きました。

その後、7月28日に同じテーマで御議論をいただき、千葉オリジナルのものを作成したらどうかという御意見等もあり、内容については、かなり細かい部分まで検討していただいたと思います。

そこで本日は、前回の検討事項であった「はじめに」と「おわりに」の部分で強

烈なインパクトを与えるような文言にしてほしいということ、この辺りを中心としながら再度、内容を確認していきたいと思います。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 前回の修正箇所について説明。

議長 強烈なインパクトがありましたでしょうか。御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

委員 情報の視点よりも読書を基本に置き、現状を認識したうえで情報化社会に対応していくという全体の方針はあっていると思います。

いろいろなことをこの中に盛り込んであるので、ワンセンテンスが長いのが少し気になります。

委員 読書というのはユーザーに近いところ、学校や市町村が第一線ではないかと考えます。そのなかで県立図書館は調査研究のための図書館、資料のバックアップというようなことがあり、県全体の観点から見たときに、読書という小さな視点で良いのかということが気になっています。もう少し前向きな話がなければいけないのではないのでしょうか。特に気になるのは、18行目からの「情報通信技術の急速な進展や県の厳しい財政状況をはじめ」の部分です。県の厳しい財政状況というのは、言ってみれば取り組むべき敵ですが、情報通信技術の急速な進展というのは、県立図書館にとって敵なのか、味方なのかということをはっきりさせないといけないのではないのでしょうか。つまり情報通信技術の急速な進展を活用してより良い情報提供を行っていくとするのか、文字活字振興という観点からすれば逆なわけで、どちらにつけたいのかということです。そこをはっきりしないとメリハリがなくインパクトもないと思います。

委員 とてもよくわかります。現状を踏まえ、社会の情勢から考えても、県で唯一の資料情報を預かる県立図書館としては、情報化が一番の焦点になって、その視点で改革をしていくのだと思います。

しかし、前回の話し合いでは、人間の基本的な営みである読書という視点から出発したいというのが委員の皆さんの御意見でした。他の都県立図書館では、読書を全面に出しているのはあまり見たことがないので、あえて、これが千葉県のオリジナリティーになるのかなとも思います。

議長 敵か味方かというような只今の御意見について、事務局から補足がありますか。

事務局 今、県立図書館がどういうところと仕事をしていかなければならないかと考えてみますと、子どもの読書という部分を欠かすことができません。学校の図書館との連携もこれから考え、今年度も少し進展をした部分があります。それらを進める時に、大人については情報化ということも関連してきますが、子どもはやはり読書ということになります。また、県立図書館の利用者は研究者のレベルに達している方が大勢いますが、必ずしも学校という環境の中でなく、家庭の中でもコツコツと自分の興味のある分野を調べている方もいます。その調査なども読書からきているのではないかとこのところ、つながってくると思っています。

委員 25行目の「県民だれもが、いつでも、どこでも」というのは、インターネットのことかと思いますが、先日、県立図書館のホームページを拝見した際に、西部図書館などはレファレンスサービスについてQ&Aなどを構築してあり、よくできていると思いました。

議長 他にいかがですか。

委員 例えば、10行目の「並行して」というところから書き始めて、ひとつの文が終わるのに7行もかかっているのが読みにくいです。他にも長い文章が連続してくるので中身がつかみにくいです。私は、本を購入しようとするときには、「はじめに」の部分を読んで期待感を持って次のページをめくります。ここは大事な部分ですので誰が見ても読みやすいようにしていただきたいと思います。

委員 いろいろな法律の名前を書くからわかりづらいという面もあるのではないですか。やはり、「はじめに」のレベルでは、「立法的にも行政的にも出ている」くらいの範囲でも良いのではないのでしょうか。

議長 それでは、趣旨を損なわない範囲で、もう少し検討していただくということをお願いします。

他にいかがですか。

委員 「はじめに」と「おわりに」の長さが随分と違いますね。

議長 そうですね。それでは「おわりに」の部分を事務局に読んでもらいましょう。

事務局 (「おわりに」を朗読。)

議長 「はじめに」と「おわりに」を併せて考えていただき、感想や御意見をお願いし

ます。

委員 「おわりに」の中では、読書の話はどこへ行ってしまったのでしょうか。ポイントがネットワークの推進強化、非来館型サービス、ローカルコンテンツについて3点書いてあり、それぞれ当然だと思いますが、これと読書がどのように関係してくるのでしょうか。「はじめに」と「おわりに」の距離が長いように感じます。

委員 読書ということで図書館が生き残りを図ろうとするのは不可能だろうと思います。今まで読書をベースとして展開してきた様々な図書館活動が蓄積してきた専門技術が、現在の生活の中でこういうふうに使われていくという打ち出し方をしているかないと図書館が生き続けるというのは難しくなってしまうと思います。

「おわりに」の3つのポイントについてはよいと思います。

議長 「はじめに」の部分で委員さんから大事な御指摘をいただきました。これから県立図書館を大事に守り育てていこうという視点ならば、「はじめに」の部分をもう少し書き換えた方がよいということでした。この場で今すぐに全文を修正することはできませんので、委員の皆さんに御賛同いただければ皆様から頂いた御意見を中心としてみてもう一度見直すということで、議長、副議長に御一任いただき、事務局と話し合いをしながら最終的に作成していきたいと思いますがよろしいでしょうか。他に御意見がありましたら、お伺いします。

委員 4行目に公立図書館が「図書その他の資料を収集し、提供し、保存する公共図書館」となっています。図書館の機能は、これだけなんですか。また、その下に「社会教育機関として」とありますが、社会教育機関として考えたときに図書館が資料を収集し、提供し、保存するだけではなかったはずで。その辺りが、これからの図書館を考えるうえで、それだけに限定してしまっているのだからかと疑問に思います。

議長 これについて、事務局から説明があればお願いします。

事務局 基本的に図書館は、資料を収集し、提供し、保存していかなければならないという単純な機能を強調したものです。かつては文学講座や研修会等を開催しておりましたが、組織だって人々を教化するという機能は図書館は希薄です。ひとりひとりの方が図書館にお出でいただいて接触して、そこへ図書館員がお手伝いをするようなかたちで、生涯学習を推進していくという具合に考えています。ただ、収集もただ単に集めて並べるのではなく、図書館職員の目を通して、必要なものを収集し提供していく行為が含まれていますので、その辺りでは言葉が足りなかったと感じら

れます。あくまでも基本的な姿勢を書いたものです。

議長 誤解される可能性があるという委員の御指摘でした。何か良い表現方法がありましたら、お教え願います。

委員 社会教育機関の役割分担として、公共図書館は資料収集等を担うということは否定できないことです。ですから、社会教育機関として他にどのような機関があって、どういう役割分担があって、公共図書館はどこへ位置づけられるのかということがわかるような書き方が求められているのではないのでしょうか。

議長 「はじめに」の一番最初ですから、その辺りも問題意識に入れて検討していきたいと思います。

委員 17行目から22行目が気になります。15行目から図書館への期待が高まると言っていながら、予算の削減等が書いてあり、マイナス思考になっているようです。

委員 以前に、子どもの読書活動推進に関する法律と文字活字文化振興法という法律がせっかくできたのだから、それを盾に予算を取れるようにしたいというお話がありました。マイナス面ばかりでなく、何のためにこの法律ができたかということを考えて、もう少し積極的に予算的措置ができるような表現がないのでしょうか。

委員 お話を聞いている限りでは、県も国も非常に厳しい状況のようです。
考えようによっては、予算の削減に対しては情報技術を活用して何とか対応する、業務委託化というのは単なる効率化であってサービスの向上とはならないと言えなくもありませんが、現実が厳しいのはどうしようもありません。将来的にいろいろな法律ができて、すぐに予算がつくというものでもありません。その中で、前向きな展開を見せるのは大変ですが、書いておかないと何もなくなってしまいます。

議長 17行目から22行目まではどうも悲観的に受け止められてしまっていますね。マイナスに見られないような書き方を考え、もう一度事務局と話し合ってみます。次に3ページから6ページについて、御指摘がありましたらお願いします。

委員 気になっていることは、「生涯学習を進める」という言い方と5ページの34行目の「調査研究機能」というのがありますが、主語が不明確な感じがします。生涯学習をするのはひとりひとりの県民であり図書館は支援する立場だと思いますので、その辺りをはっきりさせた方がいいと思います。調査研究に関しては、「調査研究機能と援助機能の強化」とありますが、38行目には「調査研究支援機能」とありま

す。図書館自体が生涯学習をするように読める部分があるので、その辺りの誰が何をやるのかということを整理していただきたい。

議長 大事な指摘を頂きました。他にいかがでしょうか。

委員 3ページの15行目ですが、「知識や情報をたやすく利用できるよう」とありますがそこは「いつでも、どこでも、誰でもが」という生涯学習のことばがありますので、書き換えた方がよいのではないのでしょうか。

議長 では次の7ページ以降はいかがのでしょうか。

委員 8ページの7行目と9行目に「関心が高まってきている」ということがいくつも出てくるのでもう少し文言を整理されたらどうでしょうか。

委員 8ページの31行目以降の「音響機器や情報機器の進歩により容易にできるようになった記録媒体の変換・再編集を積極的に行い」の部分に関しては、そのような意欲があっても著作権などの関係からなかなか進まない現状があると思います。特に公立図書館の場合には、ほとんどの場合が許諾を受けないといけないこととなっているので、非常にやりにくいのではないかと思います。県立でなければできないのかという議論で、必要であればやらなければならないと思いますが、貸し借りで何とかするという手段もあります。大事であるということは否定しませんが、実現可能性についてどうなのかという点が気になります。

それから、図書館が行う障害者サービスというと盲人の方を相手にする場合がありますが、むしろ図書館に来ることの出来ない弱い人、たとえば老人などに対するサービスはどのように考えているのでしょうか。そうすると、先ほどの非来館型サービスと関連してくるのではないかと思います。著作権の問題も絡んでややこしくなると思いますが、複雑な機微を簡潔にまとめていただきたい。

議長 今、御指摘があったような問題意識を持って書かれているのかどうか、事務局から説明願います。

事務局 録音図書については、目の不自由な人だけでなく、活字による読書が困難な人、これは手の不自由な人なども含めたうえで許諾を取り、作成しています。ただ、古く作ったものをコンバートする場合は、改めて許諾が必要となるかもしれませんが、現在はデイジーで作るということで許諾を得ています。市販の録音図書については、目の不自由な人専用のもので、一般の人も含めているものと2種類あります。それを抽出し、整備しています。市販のものについてはコンバートできませんが、ボラ

ンティア団体でコンバートして提供してくださるところがあり、本年度も県立図書館で受入れを行いました。今後も協力し積極的に行っていきたいと思えます。

また、非来館型サービスについては、佐倉、市川の図書館が宅配を始めました。体の不自由な方に宅配を行う図書館は以前からありましたが、一般の方も対象とした動きが出ています。ただ、経費もかかることですし、相手がどれくらいいるかということもあるので、将来構想の中に盛り込めるかどうかわかりませんが、県立図書館の図書を活用していただくひとつの手法かなと考えております。これらが非来館型サービス、高齢者サービスの中に含まれるのではないかと認識はしています。

事務局 宅配サービスについては、浦安や船橋で既に始めています。高齢者の方、障害者の方には一番身近な図書館から供給しています。非来館型サービスというのがネット上を通じたものだけでなく、図書そのものが届けられるというシステムが出来つつありますので、市町村と県との協力関係を密接にして、その市町村のバックアップを強力に進めていきたいと思っています。

録音図書の作成については、同じ活字資料を目の不自由な方に健常者と近い条件のところ提供しようということになりましたが、コストと時間が相当かかりますので、手はつけておりますが、すぐに作成するわけではありません。全国のどの館でそれに着手したかという情報がつかめますので、だぶって作業することはおそらくないと思いますが、基本的にはすぐに作るということとはしません。

議長 この文言の中に、御指摘のあった著作権の問題等も含めて考えていますということがひとつ、最初のところで「高齢者や」ということが入っているので、高齢者に対してのことも含まれていますということで、いかがでしょうか。

委員 9ページの23行目に「マイクロフィルムに撮影し保存するなど適切な対応が」とありますが、マイクロフィルム以外の保存方法で、例えば電子化をすればいいのですか。

事務局 現在は、電子化よりマイクロフィルムの方が精密度が高いと言われております。保存も100年間は保つだろうと伺っています。電子化もハードディスクからハードディスクへのコピーというようにしていけばよいと思いますが、普通の写真とデジカメとを比べるとデジカメの方が荒いということがあり、マイクロフィルムは普通の写真より解像度が良いのです。ですから、一度マイクロフィルムに取ってから、CD-ROMにするなり、インターネットの画像に出すなどして、オリジナルはなるべくレベルの高いもので保存しておくというようにしています。

事務局 補足します。県の図書館では、ローカルコンテンツつまり原資料の保存、収集に

については昔から相当のエネルギーを費やしています。保存には、スキャナで読み取りコンピュータの中に取り込むのではなく、安定した媒体に変換して、その後に取り込むということを御指導いただきましたので実施しております。

議長 それでは11, 12ページについて、いかがでしょうか。

委員 県立図書館と市町村立図書館の役割分担については、基本的には市町村立図書館にサービスポイントを置いて、県立図書館はバックアップというスタンスであったと思いますが、もう少し具体的に書いた方がよいのではないのでしょうか。つまり、もしも非来館型サービスというのを強調すると、バランスとして全体図を書いておかないと、例えば国立国会図書館が直接サービスにいきすぎている部分があって、そのような印象をもたれるのではないかということが心配です。県立と市町村立の区別をはっきりとし、あくまでもサービスポイントは市町村立にお願いしていくという強い姿勢があった方がよいと思います。

議長 わかりました。役割分担をきちんとさせておくということを、よく考えてみましょう。

では、次の学校の問題と子どもの読書活動推進を併せて御覧いただけますか。市町村立図書館と学校図書館ということで御意見がありましたら、お願いします。

委員 極論を申しますと、県立図書館が学校図書館に協力する必要はないと最近思うようになりました。要するに、学校図書館は自分で本を買わなければならないのであって、むしろ県立が協力すると言うと甘えてしまって良くないのではないのでしょうか。突き放した方がよろしいのではないですか。いろいろなところで連携をとって協力して仲良くやるというのは聞こえはいいですが、結果として学校が自分で本を買う努力をしないというのはまずいのではないかと思います。

県立がお手伝いをすることが、千葉県全体の初等・中等教育にとっていいのか悪いのかというところです。協力するということはいいいことに決まっていますが、結果として子どもにとって学校で過ごす時間は長いので、その学校に本がないということは非常に問題だと思います。それを助長することとならなければよいのですが。

委員 県立図書館は学校図書館に対して量的な支援をするとは言っていないのです。質的なことをやっいていこうということです。

事務局 学校教育とは違いますから、量的な援助というのは我々には無理なのです。

委員 学校図書館の充実ということのを阻害してはいけないと思います。図書館児童サー

ビスが学校図書館の邪魔をしてはいけません。

議長 それでは、資料のページを見ていただきましょう。

委員 資料の2の(1)の見方がよくわかりません。県内市町村立図書館等間の資料相互貸借数というのは依頼が出た数ですか、それとも成立して動いた数ですか。これをどういうふうに読むのですか。

事務局 市町村間で動いたものです。
(グラフについて説明。)

委員 これは、資料的な面では市町村間が融通しあっている数が県立からの貸出し冊数よりも多いということですね。これは、県立図書館としては資料的なバックアップは不十分になってきつつあるが、物流の支援という意味で役割を果たしているということですか。

事務局 参考までに、東部図書館は旭市にありますが、地元の図書館の本の購入平均定価が1,538円であるのに対し、東部図書館の単純な平均単価は4,255円、約2.8倍です。これだけの差があるのです。ですから、市町村間で動く資料の質と県立で動くものの質は違うと考えてください。数値的な比較だけではなく、重複した業務はしていないというように我々は思っています。

委員 よくわかりました。

事務局 システムを支えているということについては、ようやくここ数年で認知されたことです。物流システムと横断検索システムを持っているということを経営では大きな声で言えます。

議長 市町村の貸出しというのは県の車が間に入って行っているのですね。

委員 県が市町村から借りるということはあるですか。あるとすれば、特にその地域の資料とかですか。

事務局 あります。資料は一般的な商業ベースで出ているものもあります。一般的に商業ルートで本屋さんに並ばない本も含めて普通に出版社から出る本は1年間に8万点くらいあります。その1割もないと思います。

委員 この規模のイメージをつかんでもらうためにお話しします。大学は、約700大学1,000図書館が年間で動かしている本が約10数万冊ですから、1県で超えてしまっている訳です。全然性質の違う資料ではありますが、現物の規模として非常に大きい流れがあるということです。やはり、物流の基礎がないと動かない話です。

委員 あとは市町村が育ってきて、適正な資料を自前で賄えるようになったということもあるかもしれません。

事務局 平成13年から県立図書館がホームページを立ち上げました。その時は市町村の図書館もあまり出していませんでしたが、年々増えてきています。横断検索に入っていない図書館でも、そのサイトを覗くと所蔵資料の内訳を見ることができるので、それも右肩上がりになっている理由のひとつと考えられます。

委員 資料について読み方や解説なしで出しているものかどうかが気になります。
例えば1の(3)の蔵書冊数は、除籍で減ることもありますが基本的には段々多くなるものです。右肩上がりではあるけれどその差が徐々に近づいてくるのはなぜなのかなど、一言、二言解説してあった方があらぬ誤解を受けないのではないのでしょうか。

議長 では、全てのグラフにコメントを入れるということでもよろしいでしょうか。
それでは、御意見を頂きましたので、まとめましょう。
本日、皆さんで内容の確認をしてきたわけですが、これだけは言っておきたいということがあればお伺いして、もしなければ、最終的に微調整は議長、副議長、執行部でまとめさせていただくということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。
それでは、特になければ、これで議事を終了いたします。

※ ここで議事は終了し、次回の平成18年度第3回目の協議会は平成19年1月16日(火)の予定で、県立中央図書館(千葉市)で実施することを報告し、平成18年度第2回千葉県図書館協議会を終了した。